

## (2) ケース 1

## 【債権の発生原因等】

債務者は、平成 11 年 9 月 1 日より、県営住宅への入居が認められたが、その後、家賃の未納が発生したため、平成 12 年 8 月 28 日に督促を受け、同年 12 月 25 日に納入誓約書を提出した。しかしながら、家賃の未納は解消せず、債務者は、平成 14 年 9 月 9 日に「契約解除及び明渡請求書」を受領したものの、未納家賃を支払うことなく居住を続けた。

そこで、県は、債務者を提訴し、平成 15 年 8 月 7 日付で、建物明渡し及び未払家賃の支払いを命じる判決が言い渡された。債務者は、同年 4 月、破産申立てを行い、同年 8 月 13 日付で免責許可決定を受けたことから、県は、破産手続開始決定後に発生した家賃額 110,596 円の支払いを求めて再び提訴し、平成 21 年 8 月 3 日付で和解に代わる決定がなされた。なお、債務者は、平成 20 年 7 月 7 日に退去した。

## 【問題点③】

平成 20 年 12 月 11 日に連帯保証人に対して未払家賃の請求がなされたが、それまでは、連帯保証人に対しては、納入指導がなされるのみで、未払家賃の請求はなされていない。

家賃については、3 か月から 5 か月分の家賃滞納者に対して、2 か月に 1 回、督促状を送付し、併せて、連帯保証人に対しては、滞納の状況及び支払の指導依頼の通知を発するとされているが（長崎県営住宅家賃滞納整理要綱・第 4）、これは、連帯保証人に対しては、納入指導にとどめることを確認したのではなく、入居中の滞納者が滞納家賃を支払わない場合には、連帯保証人に対しその支払を請求するとされている（同要綱・第 12）。ここでいう「入居中の滞納者が滞納家賃を支払わない場合」とは、①入居中の滞納者が行方不明のとき、②入居中の滞納者が破産法に基づく免責を受けたとき、③入居中の滞納者が民事再生法に基づく再生計画が認可・決定されたとき、④その他入居中の滞納者が家賃を支払わないとき、のいずれかに該当する場合をいうのであり（長崎県営住宅家賃滞納整理事務処理要領・第 13・1）、本ケースが④に該当するのは明らかである。

法令上も、地方公共団体は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令 171 条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（同施行令 171 条の 2 第 1 号）。

債務者の未納家賃が一向に解消しないという本ケースにおいても、連帯保証人に対しては、納入指導ではなく、催告を行うべきである。債務者による長期間滞納が続き、債務額が膨らんだ後に請求を受けることになれば、連帯保証人にとって不意打ちとなるし、また、連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求は

権利濫用として認められないとする裁判例もある（広島地方裁判所福山支部平成20年2月21日判決）。

**【指摘事項】**

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

(3) ケース2

**【債権の発生原因等】**

債務者は、昭和50年3月20日より、県営住宅への入居が認められたが、昭和53年7月より、家賃の未納が発生したため、県は債務者を提訴した。裁判所は、昭和62年11月16日、建物明渡し及び未払家賃の支払いを命じる判決を言い渡し、債務者は、強制執行により、昭和63年4月2日をもって建物を退去した。連帯保証人Aは、債務者の妻（平成8年離婚）であるが、同人は、平成15年7月以降、月額5,000円程度の弁済を続けている。

**【問題点④】**

県は、平成3年2月25日に連帯保証人A、Bに対して、協議の依頼をしているが、同人らに対して、未払家賃の請求はしていない。この点についての問題点は、ケース1の問題点③のとおりである。

**【指摘事項】**

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

**【問題点⑤】**

県は、県営住宅の家賃が民法761条の日常家事債務に当たるとの解釈の下、債務者と同居していた妻を未納家賃の連帯債務者と判断している。他方で、妻が提出した平成4年2月6日付納入誓約書によれば、妻の署名欄には「代納誓約者」との記載があり、同誓約書を見る限り、妻はあくまでも債務者の代納者にとどまり、直接の債務までは負担しているとは認められない。妻が連帯債務を争うことも十分に考えられる。

このように、県の対応からは、妻を連帯債務者として扱っているとは伺われないし、妻が、自らを連帯債務者と認めているかも疑問である。日常家事の連帯債務者として配偶者に請求を行うことは、民間ではほとんど行われておらず、このような実情を考慮すれば、県として、妻に連帯債務を負担させるのであれば、その旨の書面を作成させるのが望ましい。

**【指摘事項】**

債務者の配偶者を日常家事債務の連帯債務者とするのであれば、配偶者に、連帯債務者である旨の書面を作成させるのが望ましく、少なくとも、「代納誓約者」として署名させている以上、本ケースにおいては、連帯債務者として扱うべきではない。

**【問題点⑥】**

本ケースの債務（確定判決による未納家賃額と明渡しまでの賃料相当損害金）については、平成15年7月より、債務者の妻が5,000円ずつ分納している。しかしながら、債務者の妻による分納が始まったのは、消滅時効の期間が経過して6年以上経った後であるが、時効期間経過後から分納が開始される6年の間には、債権放棄の検討がなされるべきであった。

長崎県では、未払家賃について消滅時効期間が経過している場合でも、少なくとも年1回、債務者等に催告を行うとされているが（長崎県営住宅家賃滞納整理基本方針・第2・4・（1））、他方で、消滅時効期間が経過してその援用が確認できない私法上の債権について、「債務者が著しい生活困窮状態にあり、債務者に財産がないと認められる」場合には、権利の放棄の議決を求めるとされている（「権利の放棄に係る議決を求める基準」・1・（1）・②）。

上記の時効期間経過後の催告は際限なく繰り返す趣旨ではなく、一定期間経過後は、権利の放棄も視野に入れながら、債務者の資産状況及び生活状況の調査を行うことが望ましい。

なお、県の上記基本方針においては、「県が、時効期間が経過していることを知りながら、相手方の法の不知（時効の援用について知らないこと）を奇貨として、相手方に対し裁判上の請求をすることは県の姿勢として批判を受ける虞がある。」としているが（長崎県営住宅家賃滞納整理基本方針・第2・4・（3））、この趣旨は、裁判外の請求においても妥当すると考えられる。

**【意見】**

本ケースでは、時効期間経過後の毎年1回の催告は行いつつも、時効期間が経過した際には、債務者の資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、債権放棄の検討をすることが望ましい。

**（4）ケース3****【債権の発生原因等】**

債務者は、昭和52年3月26日より、県営住宅への入居が認められたが、昭和57年1月より、家賃の未納が発生したため、県は債務者を提訴した。裁判所は、昭和62年11月16日、建物明渡し及び未払家賃の支払いを命じる判決を言い渡し、債務

者は、強制執行により、昭和 63 年 4 月 20 日をもって建物を退去した。

債務者は、平成 16 年 10 月 18 日に死亡し、その後、債務者の妹 A が、平成 3 年 11 月より 3,000 円程度の分納を続けている。

**【問題点⑦】**

連帯保証人に対しては、平成 4 年 2 月 3 日、平成 5 年 8 月 20 日にそれぞれ納入指導をしたのみで、未納家賃の請求はしていない。上記平成 4 年の納入指導の際には、連帯保証人より、支払いはしないとの抗議がなされているが、この点についての問題点は、ケース 1 の問題点③のとおりである。

**【指摘事項】**

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

**【問題点⑧】**

金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和 29 年 4 月 8 日、最三小判昭和 30 年 5 月 31 日、最判平成 16 年 4 月 20 日等）が、本ケースでは、相続人調査が適切になされていないため、債務者の相続人や、相続した債務の金額が明らかではない。

**【指摘事項】**

債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。

**【問題点⑨】**

県としては、平成 5 年 3 月 11 日に債務者と債務者の妹 A との間で、債務引受がなされたとしているが、債務引受に関する契約書は存在せず、A による債務引受を証明する手段はない。

また、債務引受には、①債務者が債権関係から離脱する免責的債務引受、②債務者と A が共に債務者となる併存的債務引受、③債務者は依然としてそのまま、A が債務者に代わって弁済義務のみを負う履行の引受の 3 類型があるとされているが、契約書が存在しないため、債務引受の事実を証明できないばかりか、どのタイプの債務引受がなされたのかさえも不明である。類型①の債務引受がなされる場合、県としては、誰が債務者となるかについて重大な利害を有するため、A の財産調査が不可欠といえる。

**【指摘事項】**

債務引受がなされる場合には、引受人の財産調査を行うべきであるし、また、債務引受に関する契約書を作成すべきである。

## (5) ケース 4

**【債権の発生原因等】**

債務者は、平成 12 年 4 月 22 日より、県営住宅への入居が認められたが、平成 14 年 3 月より、家賃の未納が発生したため、県は即決和解の申立てを行い、平成 15 年 5 月 26 日、9 か月分の未納家賃 180,300 円を月額 5,000 円ずつ分割で弁済する旨の和解が成立した。しかしながら、その後も和解内容の履行はなされず、債務者は、強制執行により、平成 17 年 10 月 30 日をもって建物を退去した。

**【問題点⑩】**

県は、平成 13 年 4 月 13 日から平成 15 年 5 月 26 日の和解成立までの間に、合計 13 回の催告を行っている。

普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法 240 条 2 項）、督促後相当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の手續などを認める事情があれば、それらの手續を検討し、それらの手續を認める事情がない場合には、訴訟手續により履行を請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 3 号、長崎県債権管理規程）。

本ケースにおいては、2 年間催告を繰り返した後に、ようやく即決和解の申立てがなされるに至っているため、督促後の対応が遅いと言わざるを得ない。

**【指摘事項】**

督促後、相当期間経過しても履行されない債権については、速やかに、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手續などを検討すべきである。

## (6) ケース 5

**【債権の発生原因等】**

債務者は、昭和 50 年 3 月 7 日より、県営住宅への入居が認められたが、昭和 53 年 10 月より家賃の未納が発生した。

債務者は、昭和 58 年 6 月 13 日、妻 A と離婚して同建物から転居した。A は、賃借人の承継承認を受けることなく、引き続き同建物内に居住を続けたが、昭和 60 年 12 月 19 日には、債務者の未納家賃を連帯債務者として支払うことを約束し、正式に県営住宅への入居が認められた。

しかしながら、A が昭和 61 年 1 月分からの家賃を滞納したため、県は、債務者及

びAを被告として提訴し、裁判所は、昭和62年11月16日、未納家賃の支払いと建物明渡しを命じる判決を言い渡し、Aは昭和63年4月27日をもって建物を退去した。

平成5年10月には債務者の給与の差押えがなされ、その後、平成7年4月17日をもって債務者の債務は全額弁済されたため、Aに対する未納家賃債権のみとなっている。

#### 【問題点⑩】

連帯保証人Bに対しては、平成4年4月と平成5年2月の2回にわたって納入指導をしたのみであり、請求は行っていない。また、連帯保証人Cに対しては、請求はもちろんのこと、納入指導すらなされていない。この点の問題点は、ケース1の問題点③のとおりである。

#### 【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

#### 【問題点⑪】

債務者は、昭和58年6月13日をもって退去しているため、連帯保証人の責任は、債務者の退去時まで発生した債務の限度にとどまる。そこで、県が改めてAと賃貸借契約を締結する場合には、Aとの関係で新たに連帯保証人を付けさせるべきであるが、Aの債務に対する連帯保証人はいない。

#### 【指摘事項】

新たにAを賃借人として扱う以上、連帯保証人を付けさせるべきである。

### (7) ケース6

#### 【債権の発生原因等】

債務者は、平成21年5月1日より、県営住宅への入居が認められたが、同年12月より、家賃の未納が発生したため、県は即決和解の申立てを行い、平成23年3月9日、5か月分の滞納家賃149,200円を月額5,000円ずつ分割で弁済する旨の和解が成立した。しかしながら、その後も滞納は解消していない。

県としては、債務者の夫が精神疾患で失業中であること、債務者の3人の子がまだ小さいことから、建物明渡しの強制執行を保留している。現在は3人の子のうち2人は転居している。

#### 【問題点⑫】

連帯保証人Aに対しては、平成27年9月16日、平成30年9月26日にそれぞれ

納入指導がなされ、連帯保証人Bに対しては、平成23年1月20日、平成30年10月2日にそれぞれ納入指導がなされているが、連帯保証人Aに対する納入指導がなされたのは、家賃の未納が発生した約6年後であり、その対応は余りに遅いと言わざるを得ない。

また、納入指導にとどまっている点の問題点については、ケース1の問題点③のとおりである。

#### 【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

#### 【問題点⑭】

県は、平成27年3月16日付で賃貸借契約を解除しているが、その後も督促を繰り返すのみで、建物明渡しの強制執行までは至っていないため、債務額は膨らむばかりである。

債務者は生活困窮を訴えているが、生活保護の申請はなされておらず、また、県は、収入に関する書類の提出を求めているが、債務者は、かかる書類を提出していない。

#### 【意見】

県の要綱によれば、判決が確定した者や和解が成立した者がその履行をしないときは、その違約の内容が軽微なものであるときは注意喚起を行い、重大な違約であるときは、建物明渡しの強制執行を行うとされている（長崎県営住宅家賃滞納整理要綱・第11・（1））。

債務者は、和解にしたがった履行をしないのであるから、「重大な違約」があるのは明らかといえるし、生活困窮を訴えていながら生活保護の申請を行わず、収入に関する資料提出の求めにも応じないのであるから、履行延期特約や徴収停止等の検討も困難である。したがって、県としては、債務額の増加を防ぐために、建物明渡しの強制執行に踏み切るのが望ましい。

### (8) ケース7

#### 【債権の発生原因等】

債務者は、平成2年6月18日より、県営住宅への入居が認められたが、平成17年5月より家賃の未納が発生した。県は債務者を提訴し、平成18年10月31日、未納家賃281,600円を月額5,000円ずつ分割で弁済する旨の裁判上の和解が成立した。

その後も家賃の滞納は解消していないが、債務者が平成21年4月に生活保護の開始決定を受けたことにより、同月以降に発生する家賃については滞りなく支払いがなされている。

**【問題点⑮】**

債務者に対しては、生活保護を受けてからも、徴収員が訪問して口頭での督促を行っている。

**【意見】**

生活保護が、生活困窮者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手续をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手续をとることが望ましい（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 号、長崎県債権管理規程 12 条、15 条）。

## (9) ケース 8

**【債権の発生原因等】**

債務者は、平成 5 年 11 月 8 日より、県営住宅への入居が認められたが、平成 26 年 1 月より家賃の未納が発生した。県は、平成 26 年 9 月、平成 27 年 9 月、平成 29 年 9 月の 3 度にわたって、「催告及び契約解除通知書」を発しているが、家賃の支払いはなされていない。

最初の家賃の消滅時効期間が平成 31 年 2 月に迫っていたため、県は債務者を提訴し、現在訴訟手続中である。

**【問題点⑯】**

債務者は、平成 26 年 11 月、平成 27 年 2 月、平成 28 年 1 月の 3 回にわたって、納入誓約書を作成し、月額 5,000 円の分納を誓約しているが、誓約にしたがった弁済はなされていない。

長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（同管理規程 12 条 2 項）、また、必要な財産調査を行わなければならない（同条 3 項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・(1)）。

本ケースにおける履行延期や分割納付は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認もちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・(2)・③）。

**【指摘事項】**

法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。



やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。

**【問題点⑰】**

債務者は平成 26 年 1 月より家賃の支払いをしていないが、訴訟提起に至ったのは、5年の時効期間が迫っていたためである。

普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法 240 条 2 項）、督促後相当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の手続などを認める事情があれば、それらの手続を検討し、それらの手続を認める事情がない場合には、訴訟手続により履行を請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 3 号、長崎県債権管理規程）。したがって、訴訟手続は、徴収停止などの手続を認める事情がない場合に速やかに行うべきものであり、時効を中断させることを主たる目的として行うものではない。

**【指摘事項】**

本ケースにおいては、訴訟までの対応が遅いと言わざるを得ず、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続などを速やかに検討すべきである。

## (10) ケース 9

**【債権の発生原因等】**

債務者は、昭和 60 年 3 月 1 日より、県営住宅への入居が認められたが、同年 5 月より、家賃の未納が発生したため、県は即決和解の申立てを行った。昭和 61 年 10 月 16 日、14 か月分の滞納家賃 392,000 円を月額 28,000 円ずつ分割で弁済する旨の和解が成立したが、和解に従った履行がなされなかったため、債務者は、強制執行により、平成 14 年 11 月 29 日をもって建物を退去した。

平成 10 年 5 月以降に発生した滞納家賃について、県と債務者は、平成 15 年 4 月 14 日、滞納家賃の弁済契約書を執行受諾文言付の公正証書で作成した。

**【問題点⑱】**

連帯保証人への催告がなされたのは、平成 13 年 4 月 27 日であり、契約締結から 15 年以上経過した後である。この点についての問題点は、ケース 1 の問題点③のとおりである。

**【指摘事項】**

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

**【問題点⑱】**

連帯保証人Aは、平成13年4月に死亡していたことが判明したが、相続人調査はなされていない。

**【指摘事項】**

債務者、連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。

**【問題点⑳】**

債務者は、平成20年3月より月額3,000円の分納を申し出ているが、その際、債務者の財産調査などはなされていない。

長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令171条の6の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない(12条2項)、また、必要な財産調査を行わなければならないとされている(同条3項)。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している(「長崎県債権管理規程の運用について」・3・(1))。

本ケースにおける分納は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている(「長崎県債権管理規程の運用について」・3・(2)・③)。

**【指摘事項】**

法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。

やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。

## (11) ケース 10

## 【債権の発生原因等】

債務者は、昭和 49 年 12 月 1 日より県営住宅への入居が認められたが、昭和 52 年 12 月より、家賃の未納が発生したため、県と債務者は、昭和 60 年 3 月 29 日、未納家賃の弁済契約書を執行受諾文言付の公正証書で作成した。なお、債務者は、昭和 60 年 1 月 31 日をもって、建物を自主退去している。

債務者は、平成 13 年 10 月までに不定期に合計 12 万円ほどの弁済を続けてきたが、その後は弁済もなくなり、平成 21 年 7 月に催告した際に、債務者が平成 20 年 9 月 12 日に死亡していたことが判明した。

## 【問題点㉑】

債務者には、妻 A の他に 3 人の子がいるが、県は、A に対して、平成 21 年 7 月 30 日付催告書を発し、A による相続放棄の有無などを確認することなく、滞納家賃全額 (379,400 円) を請求した。A は、県の請求を受け、平成 27 年 10 月から、毎月 5,000 円の弁済を続けている (平成 30 年 8 月時点の弁済額合計 155,000 円)。

金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている (最一小判昭和 29 年 4 月 8 日、最三小判昭和 30 年 5 月 31 日、最判平成 16 年 4 月 20 日等) ため、他の相続人が放棄しているなどの事情がなければ、A が債務者の債務を相続していたとしても、相続する債務額は法定相続分 (2 分の 1) にとどまる。

県は、今後の方針として、A に対して入金額の増額を促し、滞納の解消に努めていくとしているが、A の相続した債務額は 2 分の 1 の 189,700 円であり、同額を超える支払いを求めることはできないとも考えられる。

## 【指摘事項】

債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。

## 【問題点㉒】

A は、平成 27 年 10 月から、毎月 5,000 円の弁済を続けているが、平成 23 年 10 月 1 日の経過をもって消滅時効期間は経過しているため、A による弁済は、消滅時効期間が経過して 4 年経った後である。この点についての問題点は、ケース 2 の問題点⑥のとおりであり、時効期間経過後から弁済が開始される 4 年の間には、債権放棄の検討がなされるべきであった。

## 【意見】

本ケースでは、時効期間経過後の毎年 1 回の催告は行いつつも、時効期間が経過した際には、A の資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、債権

放棄の検討をすることが望ましい。

**【問題点⑳】**

連帯保証人Bは、平成10年7月30日に死亡しているが、相続人調査はなされていない。

**【指摘事項】**

債務者、連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。

**【問題点㉑】**

県は、連帯保証人に対して請求を行っていないが、この点についての問題点は、ケース1の問題点③のとおりである。

**【指摘事項】**

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

## 第 20 教職員課

## 1 債権の概要

教職員課が管理する債権は過払い給与返還金の不当利得返還請求債権である。

## 債権の性質

## 私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

なお、上記債権については、これを公債権とする見解もあるが、監査人としては私債権とする見解に立つため、以下、かかる見解を前提として記述する。

## 2 収納状況

債権名 [ 過払い給与返還金 ]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度							353,830	2
	合計							353,830	2
平成28年度	現年								
	過年度							353,830	2
	合計							353,830	2
平成29年度	現年								
	過年度							353,830	2
	合計							353,830	2

## 3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 2 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 7 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

## 4 問題点の抽出

収入未済となっている 2 件の債権につき監査した結果、いずれの債権についても管理に問題があると判断した。なお、この 2 件は別個の債権として扱われているが、同一の債務者に対する債権であり、発生原因も重複していることから、合わせて論ずることとする。

【債権の発生原因等】（以下、当該債権が私債権であることを前提とした記述である。）

公立学校の教員であった債務者は、平成 20 年 9 月 8 日に窃盗未遂の被疑事実で逮捕され、同年 10 月 30 日付で懲戒免職処分を受けた。債務者は、逮捕から懲戒免職処分を受けるまで欠勤していたが、同年 9 月 19 日に 9 月分給与が支給され、同年 10 月 21 日に 10 月分給与（同年 9 月欠勤分を減額調整したもの）が支給された。

債務者は、同年 10 月は全日欠勤であったため、支給された 10 月分給与は、通常であれ

ば翌月の11月分給与支給時に減額調整されるが、同年10月30日付で懲戒免職処分となったため、同年10月欠勤分の減額調整すべき金額が過払いとなった。そのため、債務者は、同年10月30日付で197,950円の不当利得返還債務（以下「債権①」という。）を負担するに至った。

その後、県において、10月分給与で行った減額調整額に計算の誤りがあったことが発覚し、債権①に加えて155,880円の過払い給与（以下「債権②」という。）が判明したことから、平成21年7月30日付で返納通知を発するに至った。

#### 【問題点①】

債権①の「発生年月日」欄には「平成21年6月1日」と記載され、債権①、債権②の「発生原因」欄には、いずれも「多重債務者であり、民事再生法の個人再生手続を行ったため」と記載されている。また、「債権の管理に関する事項」欄には、債権①、債権②をいずれも同一の別紙（経緯書）で整理しているものの、平成25年4月27日付で取り付けた債務承認書に関する記載がされていない。

「債権の管理について」第2・8・オの規定によれば、債権管理簿の「発生年月日」欄には「債権が発生した日又は県に帰属した日を記載するもの」とされており、「発生原因」欄には「債権が発生し又は県に帰属した原因についてその経過が分かる程度に要点を記載すること」とされており、「債権の管理に関する事項」及び「備考」欄には、「強制執行等に関する事項、徴収停止又は履行延期に関する事項その他債権の管理上必要な事項を記載するもの」とされている。

また、債権管理規程5条2項、及び、「債権の管理について」第2・8・カによれば、「債権の管理に関する事項又は備考の欄に記載してある事項に変更があったとき」や、「債務者から債務証書の提出があったとき」は、「そのつど遅滞なくこれらの内容を記載しなければならない」。

#### 【指摘事項】

債権①は、債務者が懲戒免職処分を受けたことで発生するに至っているため、債権発生日は処分日（平成20年10月30日）である（公債権との見解に立った場合には、債権発生日は給与支給日である平成20年10月21日と考えられる）。

また、債権①、債権②は、懲戒免職処分を受けたことで発生したのであり、債務者が多重債務であることや個人再生手続を行ったことは、債権発生原因とは何ら関係がない。

したがって、債権①、債権②のいずれについても、債権管理簿が正しく記載されておらず、「発生年月日」欄、「発生原因」欄を、いずれも正しく記載すべきである。

債務承認書は、時効中断事由として時効期間の起算点となるものであり、債権管理簿に記載すべき「債務者から債務証書の提出があったとき」に該当するため、債権管理規程上も記載が義務付けられている。

したがって、債務承認書の提出を受けた事実、同承認書の作成日などは、債権管理簿の「債権管理に関する事項」として記載すべきである。

#### 【問題点②】

債権①、債権②については、それぞれ、平成21年3月30日、同年8月18日に督促状が発せられ、債務者は、平成25年4月27日付で債務承認書を提出した。しかしながら、その後も債務の弁済はなされず、平成30年4月27日は経過した。そこで、県としては、債権①、債権②が非強制徴収公債権に当たり、消滅時効期間が5年であるとして、いずれの債権も時効により消滅したとして取り扱っている。

#### 【見解】

過払い給与の不当利得返還請求債権については、給与が公法上の原因によって生じた債権であり、過払い給与の返還がその裏返しの権利であるとして、地方自治法（以下「法」という。）236条1項の適用がある（消滅時効期間は5年）とする見解があり、同趣旨の行政実例もある（昭和29年3月10日行実、昭和39年3月10日行実）。県は、本ケースも、かかる見解に従い時効期間を5年として、消滅時効が完成したとの取扱いをしている。

しかしながら、過払い給与の返還請求債権は私債権であり、消滅時効期間は10年と考えられる。その理由は以下のとおりである。

#### （1）私法上の原因によって発生した債権であること

過払い給与の返還請求権は、公法上の原因（給与の支払い）によって発生するものではなく、あくまでも給与の過払いによって生じた不当利得であり、私法上の原因（民法703条）によって発生した債権といえる。

#### （2）債務者に不服申立ての手段がないこと

前述のとおり、行政庁による給与等の手当金の過払金は民法上の不当利得に当たり、その返還請求権は行政庁の処分行為によって発生する債権ではないため、債務者には不服申立ての手段がない。

#### （3）一連の司法判断

従来、水道料金は行政実例により公法上の債権とされていたが、水道供給契約が私法上の契約であり、水道料金債権は私法上の金銭債権であると判示した東京高等裁判所平成13年5月22日判決（最高裁判所平成15年10月10日決定・上告不受理）を受け、行政実例が変更されている。

また、従前、公立病院の診療に関する権利についても見解が分かれており、行政実例では公法上の債権とされていたが、最高裁判所は、公立病院の診療に関する権利は民法に定める債権に該当するとして、民法170条1号により時効期間を3年と判示したため（最高裁平成17年11月21日判決）、行政実例は変更されるに至っている。この平成17年の最高裁判決は、公立病院の診療に関する権利については、国の権利義務

を早期に決済する必要性といった行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互における損害賠償の関係とその目的性質を異にする必要がないと判示しており、係争請求権の具体的な目的や性質に着目した時効規定適用基準を示している。過払い給与の不当利得返還請求債権についても、行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互の関係（使用者と被用者）と何ら性質を異にするものではない。

その後も、管理職ではない消防職員であった被告らに対する管理職手当の返還を求める不当利得返還請求訴訟の下級審において、裁判所は、「原告の本訴請求は、民法上の不当利得返還請求権に基づくものであり、消滅時効期間は、10年になる」と判示し、法236条により5年の消滅時効に服するとする被告らの主張を排斥している（名古屋地方裁判所平成23年11月30日判例）。

このような一連の司法判断を踏まえれば、過払い給与の返還請求債権の性質が司法の場で争われれば、消滅時効期間は10年である旨の判断がなされることが考えられる。

#### （4）結論

債権①、債権②を公債権とする県の取り扱いを否定するものではないが、以上の事情に照らせば、過払い給与の返還請求債権は私債権であり、消滅時効期間は10年と考えられるため、今後の裁判例の動向には留意すべきである。

#### 【問題点③】

債権①、債権②は、債権管理簿が別個に作成されており、同一債務者に対する別個の債権として取り扱っている。

しかしながら、前述のとおり、債権①、債権②は、いずれも懲戒免職処分によって発生した10月分の過払い給与という同一の債権であり、債権②は、あくまで、減額調整時の計算間違いによる不足額に過ぎない。

#### 【指摘事項】

債権①の債権管理簿とは別に債権②の債権管理簿を作成すべきではなく、債権①の債権管理簿の債権額を訂正し、訂正の理由（計算間違い）を記載するなどして正しい内容に改めるべきである。



## 第 21 警察本部会計課

## 1 債権の概要

警察本部会計課が管理する債権は、

①道路交通法 51 条の 4 第 4 項の納付命令に基づく放置違反金

②民法 709 条の不法行為に基づく損害賠償金

である。

## (1) 放置違反金制度の趣旨

放置違反金とは、放置駐車違反の車両（以下「放置車両」という。）の使用者に課せられる当該放置駐車違反の反則金と同額の行政制裁金をいう。公安委員会は、放置車両の使用者に対し、放置違反金の納付命令を発することができ（道路交通法 51 条の 4 第 4 項）、命令に従わない者に対しては、地方税の滞納処分の例により強制徴収が可能となる（同条第 14 項）。

## (2) 債権の性質

①道路交通法 51 条の 4 第 4 項の納付命令に基づく放置違反金

強制徴収公債権

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

②民法 709 条の不法行為に基づく損害賠償金

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

## 2 収納状況

債権名 [ 放置違反金 ]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	47,063,500	3,645	41,423,500	3,055			5,640,000	590
	過年度	21,591,700	2,330	6,732,700	629	1,458,400	203	13,400,600	1,498
	合計	68,655,200	5,975	48,156,200	3,684	1,458,400	203	19,040,600	2,088
平成28年度	現年	52,859,800	4,146	47,998,600	3,634			4,861,200	512
	過年度	18,839,000	2,073	4,751,400	453	1,593,300	217	12,494,300	1,403
	合計	71,698,800	6,219	52,750,000	4,087	1,593,300	217	17,355,500	1,915
平成29年度	現年	37,565,000	2,998	33,946,900	2,592			3,618,100	406
	過年度	17,324,500	1,892	5,556,200	543	2,289,600	270	9,478,700	1,079
	合計	54,889,500	4,890	39,503,100	3,135	2,289,600	270	13,096,800	1,485
債権名 [ 自動車事故損害賠償金 ]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	120,000	1					120,000	1
	過年度	921,465	2	70,000	2			851,465	2
	合計	1,041,465	3	70,000	2			971,465	3
平成28年度	現年	120,000	1	0				120,000	1
	過年度	971,465	2	60,000	1			911,465	2
	合計	1,091,465	3	60,000	1			1,031,465	3
平成29年度	現年	120,000	1	0				120,000	1
	過年度	1,031,465	2	60,000	1			971,465	2
	合計	1,151,465	3	60,000	1			1,091,465	3
債権名 [ 交通安全施設損害賠償金 ]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	309,500	1	18,000	1			291,500	1
	合計	309,500	1	18,000	1			291,500	1
平成28年度	現年								
	過年度	291,500	1	20,000	1			271,500	1
	合計	291,500	1	20,000	1			271,500	1
平成29年度	現年								
	過年度	271,500	1	16,000	1			255,500	1
	合計	271,500	1	16,000	1			255,500	1

## 3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている債権のうち、放置違反金7件及び損害賠償金3件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成30年10月4日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

## 4 問題点の抽出

収入未済となっている放置違反金7件及び損害賠償金3件の債権につき監査した結果、損害賠償金3件の債権管理に問題があると判断した。

## (1) 全てのケースに該当する問題

## 【問題点①】

県は、債務者や連帯保証人からの支払いが滞っているにもかかわらず、訴訟等の具体的な対応をとるには至っていない。

普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法240条2項）、督促後相

当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の  
手続などを認める事情があれば、それらの手続を検討し、それらの手続を認める事  
情がない場合には、訴訟手続により履行を請求しなければならないとされている(地  
方自治法施行令 171 条の 2 第 3 号、長崎県債権管理規程)。

しかしながら、いずれのケースにおいても、債務者等と面談を繰り返し、納付誓  
約書を提出させるなどして、少額の分割納付を受けるに止まっており、徴収停止や  
訴訟提起などの具体的な対応には至っていない。したがって、支払いが滞った後の  
対応が遅いと言わざるを得ない。

#### 【指摘事項】

履行が滞っている債務者等に対しては、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、  
免除、訴訟手続などを速やかに検討すべきである

### (2) ケース 1

#### 【債権の発生原因等】

債務者は、平成 15 年 2 月 22 日、普通乗用自動車を運転中、交通事故処理中の警  
察官の合図に基づいて停車中の普通乗用自動車に追突し、同車を前方に押し出させ、  
同車の前方に停車していたパトカーに衝突させたことで、同パトカーの修理代  
1,267,402 円の損害を生じさせた。

平成 16 年 1 月 16 日、債務者、連帯保証人(父)との間で、示談が成立している。

#### 【問題点②】

県は、平成 21 年 11 月に履行延期の特約をしているが(地方自治法施行令 171 条  
の 6、長崎県債権管理規程 12 条)、その後は、債務者より、平成 23 年 6 月、平成  
28 年 7 月、平成 30 年 7 月の 3 度にわたって納付誓約書の提出を受け、その都度、  
履行延期をした上での分割納付を認めている。また、県は、このような分割納付を  
認めるに際し、収入状況を聴取するにとどまり、財産調査までは行っていない。

長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令 171 条の 6 の規定により履行期  
限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない(同規程 12 条 2 項)、ま  
た、必要な財産調査を行わなければならない(同条 3 項)。ここでいう「必要な財  
産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項  
証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自  
動車の照会等を指している(「長崎県債権管理規程の運用について」・3・(1))。

本ケースにおける履行延期をした上での分割納付は、法令に依拠しない実務上の  
措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実  
務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとさ  
れている(「長崎県債権管理規程の運用について」・3・③)。

**【指摘事項】**

法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。

やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の金額や期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。

**(3) ケース2****【債権の発生原因等】**

債務者は、平成18年1月18日、普通乗用自動車を運転中、停車中の県所有の普通乗用自動車に追突し、同車両の修理代461,465円の損害を生じさせた。

平成18年2月16日、債務者、連帯保証人(母)Aとの間で、示談が成立している。

**【問題点③】**

県は、示談成立に際し、債務者の母(示談締結時83歳)Aが認知症であると認識していながら、同人を連帯保証人としているが、認知症の高齢者の場合、認知の程度によっては法律行為を行えるだけの判断能力を有していない可能性があり、訴訟では連帯保証契約の成立が否定されることも十分に考えられる。また、認知症を患っている高齢者を連帯保証人とすること自体、県の対応の在り方として疑問が残るところである。

**【意見】**

法律行為を行えるだけの判断能力を備えているか疑問が残る者については、連帯保証人としなことが望ましい。

**【問題点④】**

債務者は、平成19年5月2日に死亡し、相続人である妻Bと子らが相続放棄をしたことから、債務者の母が債務全額を相続した。

県は、債務者の相続人が債務者の母Aと債務者の弟Cの2人であると誤解し、Cとの間で弁済の交渉を行っているが、Cは相続しておらず債務を負担していないため、Cに対して弁済を求めることはできない。

**【指摘事項】**

県としては、債務を負担していない者に対して弁済を求めるべきではない。

**【問題点⑤】**

Cは、Bが債務を弁済することに了承しているとして、Bと話をしよう述べ、県は、Bに対して納入通知書を送付するに至っている。しかしながら、Bは相続放棄をしており、債務を負担していないため、例え、BC間で、Bが債務を弁済することになっていたとしても、そのような事情は、県には無関係な債務者内部の事情に過ぎない。

**【指摘事項】**

県としては、債務を負担していない者に対し、納入通知書を送付すべきではない。

**【問題点⑥】**

Aは、認知症を患っている高齢者であり、年金のみで生活し、そこから病院代や税金を支払っている。したがって、債務を弁済していただくだけの資力を欠いているといえる。

**【意見】**

債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の検討をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の検討をとることも可能と言える（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 号、長崎県債権管理規程 12 条、15 条）。

また、本ケースでは、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」の要件を充足する可能性もあるため、知事の承認を受けて徴収停止の検討をとることも選択肢と言える（地方自治法施行令 171 条の 5）。

したがって、本ケースでは、債務免除や徴収停止の検討を検討するのが望ましい。

**(3) ケース 3****【債権の発生原因等】**

債務者は、平成 14 年 9 月 11 日、普通乗用自動車を運転中、前方不注意により、路外に設置されていた県知事管理の車両感知器柱に衝突し、同柱の修理復旧費 451,500 円の損害を生じさせた。

平成 18 年 3 月 23 日、債務者との間で、示談が成立している（連帯保証人なし）。

**【問題点⑦】**

県は、平成 18 年 8 月に履行延期の特約をしているが（地方自治法施行令 171 条の 6、長崎県債権管理規程 12 条）、その後は、債務者より、平成 22 年 6 月、平成 23 年 10 月、平成 27 年 7 月、平成 29 年 1 月の 4 度にわたって納付誓約書の提出を受け、その都度、履行延期をした上での分割納付を認めている。また、県は、このような分割納付を認めるに際し、収入状況を聴取することとどまり、財産調査までは行っていない。この点についての問題点は、ケース 1 の問題点②のとおりである。

**【指摘事項】**

法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。

やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期をして分納を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の金額や期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。

## IV 監査人からの意見（提言）

### 第1 現状の課題

監査人が考える長崎県の債権管理上の課題は、

- ① 「債権の管理に関する事務は、法令及び規則の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも県の利益に適合するように処理しなければならない」（長崎県債権管理規程4条）という意識の醸成
- ② 債権管理に関する知識、経験の集約
- ③ 債権管理事務の明確化、効率化、合理化

にある。

これらの課題を克服する手法として、監査人は、次のとおり提言する。

### 第2 意見（提言）

#### 1 債権管理条例の制定【意見】

- (1) 長崎県において債権管理条例を制定することを提言する。

監査人は、次のような理由から、長崎県において債権管理条例を制定する必要性があると考えます。

- (2) まず第1に、債権管理を適切に行い、債権の回収を厳格に行っていくという県の姿勢を県民や県職員に示すために債権管理条例の制定が重要である。

本監査で散見されたのが、債権回収事務を行うに際し、債務者等から反感・反発を受けてしまうために職員が債権回収を躊躇してしまう状況である。

確かに、公務員は、全体の奉仕者であり、県民に対し行政サービスを提供するという側面がある。しかしながら、地方自治法240条2項は「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」とし、これを受けて、長崎県債権管理規程4条は「債権の管理に関する事務は、法令及び規則の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも県の利益に適合するように処理しなければならない」としている。

したがって、県職員が債権回収事務を行うにあたっては、全体の奉仕者、行政サービスの提供者としての立場から、県の財政上の利益を図る立場に意識を切り替える必要がある。

債権管理条例の制定により、債権管理を適切に行い債権の回収を厳格に行っていくという県の姿勢を示すことで、上記のような県職員の意識の切り替えや、それに対する県民の理解に繋がると考える。

(3) 次に、債権管理条例の制定により、債権管理事務の明確化、効率化、合理化を図る必要がある。

非強制徴収公債権や私債権は、税とは異なって適用法令が多岐にわたり、また、強制徴収ができないことから、管理や回収が容易ではない。

特に、私債権は、民法 145 条があるため、消滅時効期間が経過しても債務者から時効援用の意思表示がない限り不納欠損処分ができないため、長崎県では、権利の放棄に係る議決を求める基準を設け、基準を満たすものについて、議会の議決を得て、債権放棄を行っているが、それでもなお、時効期間が経過した債権や、回収見込みが乏しい債権をいたずらに残して管理を続け、効果の乏しい経費を費やしたり、県職員の労力や時間を割いたりしているケースが見受けられた。回収見込みが乏しい債権がいつまでも残存することは、いわゆる不良債権が県の財産として計上され続けることであり、県の財政の評価に不当な影響を及ぼすことにも繋がる。

したがって、債権管理条例の制定により、消滅時効期間が経過した債権や回収見込みが乏しい債権の放棄を容易にし、債権管理事務の明確化、効率化、合理化を図る必要がある。

(4) 以上の理由により、監査人は、長崎県において債権管理条例（本報告書に添付する条例案、施行規則案を参考にしていただきたい）を制定されるよう、提言する。

## 2 債権管理マニュアルの整備【意見】

本監査において報告したとおり、長崎県の債権管理に関する条例、規則、規程、要綱等は詳細かつ網羅的に管理事務を定めている。

にもかかわらず、長崎県の債権管理には多くの指摘事項等が検出された。

その原因の一つは、詳細かつ網羅的である要綱等があるものの、それらがバラバラに存在し一つにまとめられていないために、債権管理を担当する職員が見落としていることにあると考える。

そこで、監査人は、長崎県がこれまで定めている条例、規則、規程、要綱等を整理すると共に、本監査報告において提言している長崎県債権管理条例案が制定された場合に想定される債権管理事務の流れを、添付資料「長崎県債権管理マニュアル案」のとおりまとめた。

これをモデルとして、今後、長崎県において債権管理マニュアルの整備を検討されるよう、提言する。



### 3 長期収入未済債権を集約管理する専門部署の創設，外部専門機関への委託【意見】

(1) 長崎県には，債権を集約して管理する専門部署がなく，様々な所管課が収入未済債権を管理している。

管理に携わる担当職員は，必ずしも債権管理の知識，経験を有するわけではなく，管理の必要が生じると，前任者や上司から指導，引継ぎを受け，財政課等からの助力を得ながらも，主として各自の努力で模索を重ねながら債権管理に臨んでいる例が多く見受けられた。

そのため，担当者によって，債務者対応に温度差があったり，債権管理の厳格さ・綿密さに差異が生じたりしている。

本監査の主たる対象とした私債権は，公債権とは異なり，画一的に管理しうるわけではないが，そうとは言え，担当者の力量や裁量によって管理事務が大きく左右されてしまうのは避けるべきであるから，特定の部署で画一的に管理するのが望ましい。

(2) また，専門性を有する部署に知識，経験を集約することで，債権管理・回収の経済性，効率性，有効性が高まることは明らかであり，債権管理を専門部署に移管できれば，他の部署は，それぞれが所管する事務に専念でき，その経済性，効率性，有効性が高まるはずである。

(3) 債権管理を専門部署に所管させることには，次のようなメリットも期待できる。

すなわち，本監査で感じた問題点の一つが，行政サービスを提供する部署が債権管理を行うと，もともと提供している行政サービスの目的を債権管理の事務処理にも持ち込んでしまうという問題点である。

前述のとおり，債権管理に臨む県職員は，行政サービスの提供者としての立場から，県の財政上の利益を図る立場に意識を切り替える必要があるが，行政サービスを提供している職員は，どうしても，県民の福祉向上という行政目的を捨て去り，県の財政上の利益を図る意識に切り替え切れず，債権の厳格な回収を躊躇してしまっているように感じる。債権管理を専門部署に集約することは，この問題点の克服にも繋がる。

したがって，監査人は，長期未済債権を集約して管理する専門部署を創設することが望ましいと考え，長崎県に対し検討を提言する。

(4) 専門部署の創設が難しい場合には，弁護士や債権回収業者など外部専門機関に委託することを検討してもらいたい。

一部の所管課において，債務者への催告等，債権管理の一部の手続きを債権回収業者に委託していた例はあったが，管理全体を委託した例はなかった。長期未済となり管理・回収が容易ではなくなった債権の管理事務を全体として委託することで，専門部署への移管と同様の効果は得られるものと思料する。